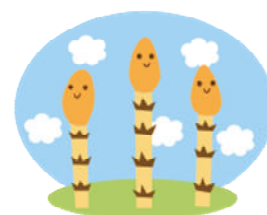


第3期
川西市参画と協働のまちづくり推進計画
(案)

令和6年(2024年)3月
川西市

目次

第1章 参画と協働のまちづくり推進計画について.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画期間.....	2
4. 計画の体系図.....	2
第2章 第2期 推進計画の振り返り.....	3
第3章 現状について.....	7
1. 人口推計.....	7
2. 自治会加入率.....	9
3. 市民アンケート、団体アンケートより.....	10
(1) 市民アンケートより.....	10
(2) 市民団体アンケートより.....	16
4. 事業者ヒアリングより.....	19
5. コミュニティ懇話会より.....	20
第4章 第3期推進計画の目標について.....	21
1. 第6次川西市総合計画.....	21
2. 推進計画のめざす姿.....	22
第5章 推進計画の考え方について.....	23
1. 基本的な考え方.....	23
2. それぞれの役割や責務.....	23
第6章 推進方策について.....	24
1. めざす姿を実現するために.....	24
2. 必要な取組み.....	26
資料.....	30
1. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例.....	30
2. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行規則.....	35
3. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議委員名簿.....	38
4. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議の経過と内容.....	39



第1章 参画と協働のまちづくり推進計画について

1. 策定の趣旨

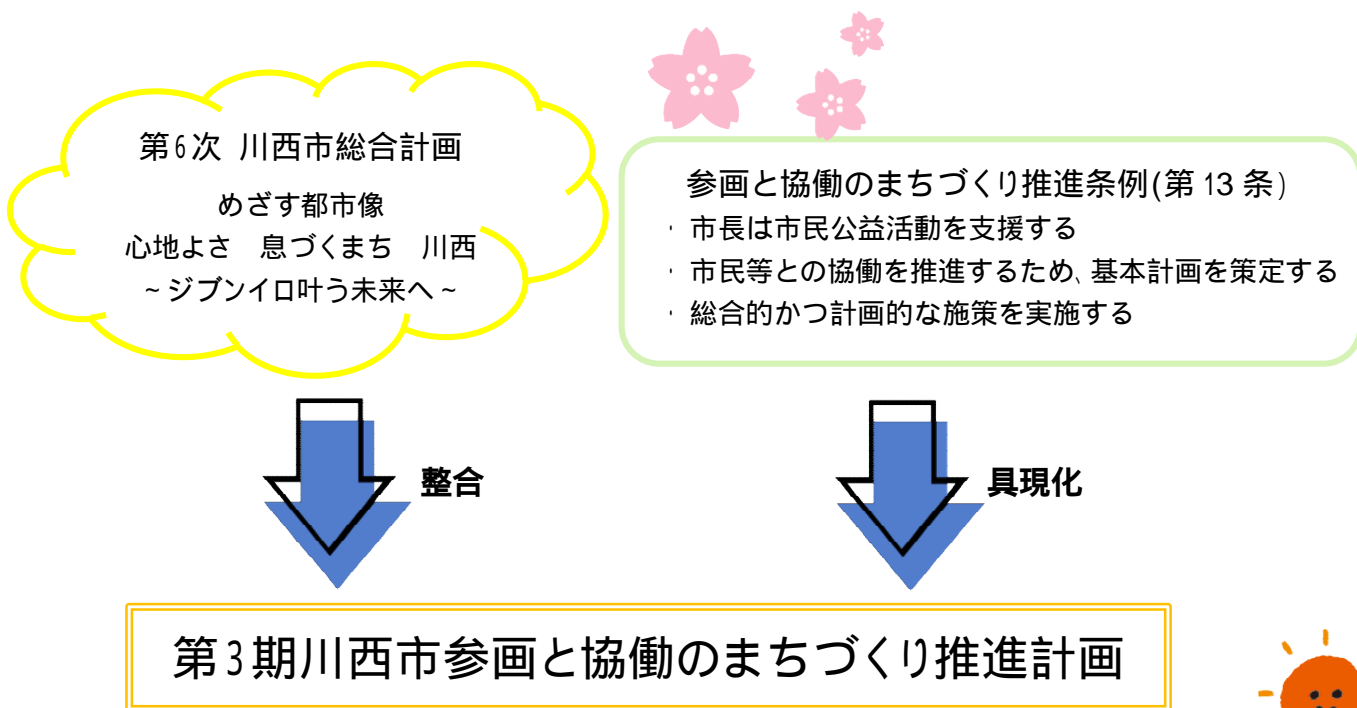
川西市参画と協働のまちづくり推進計画は「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進していくことを目的としています。

本市では、平成25(2013)年3月に「川西市参画と協働のまちづくり推進計画」を、平成30(2018)年3月には「市民力」や「地域力」が発揮できる環境を整え、市民、市民公益活動団体等の公益的な活動を推進するため「第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」を策定し、参画と協働のまちづくりを推進してきました。

一方で、人口減少や少子高齢化、定年延長等の社会環境の変化や市民ニーズの多様化など市民や地域等が持つ力を活用した活動がより一層必要とされます。その状況を踏まえ、持続可能なより住みよいまちにしていいため、様々なまちづくりの主体が力を生かせるよう、「第3期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は参画と協働のまちづくり推進条例第13条の基本計画の策定に基づき、本市の上位計画である第6次川西市総合計画との整合性を図るものとします。



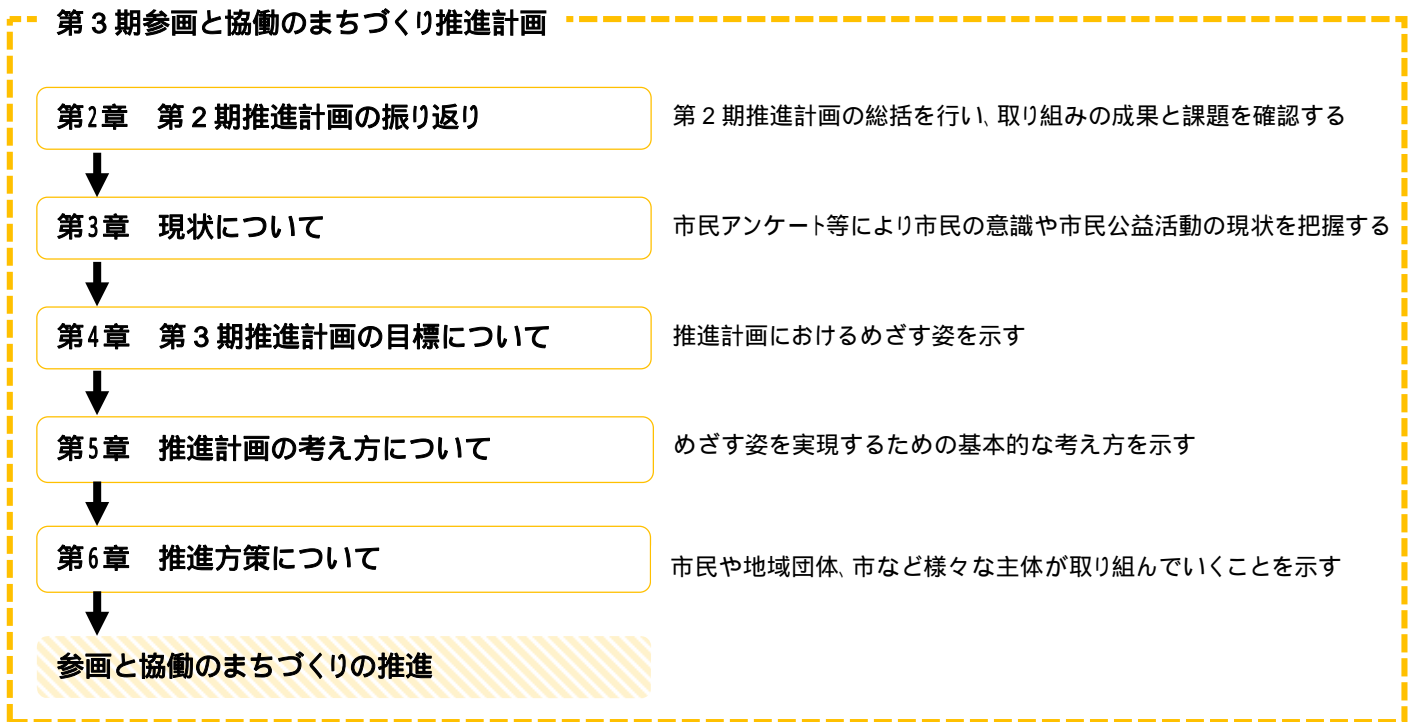
3. 計画期間

この計画の計画期間は第6次川西市総合計画の基本計画に合わせ、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

なお、社会情勢や本市の状況の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)
条例	川西市参画と協働のまちづくり推進条例 6月策定																					
推進計画	第1期推進計画						第2期推進計画						第3期推進計画									
							見直し						見直し									
総合計画	第5次総合計画										第6次総合計画											

4. 計画の体系図



第2章 第2期 推進計画の振り返り

基本施策	施策の方向性	取組項目	施策評価指標 H29(2017) R4(2022) ()内は目標値	総括
1. 担い手の発掘・育成に係る施策の充実	担い手の発掘 担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●ひと・まちおこしセミナーの開催(1) ●自治会への加入促進、役員の役割の効率化の事例の紹介 ●次世代の担い手の発掘(2) ●まちづくりラウンドテーブルの開催(3) ●組織力UP講座の開催 ●コミュニティ組織の事務局員の支援 	自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合: 35.7% 30.8%(50.0%) ボランティアやNPOの活動に参加している市民の割合: 10.7% 9.0%(30.0%) 自治会加入率: 56.1% 48.9%(56.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ●政策評価指標の目標値を達成していない。 ●新たな担い手の発掘には、結びつかず、新たな方に興味を持たれる魅力的な講座や効果的周知方法が必要である。 ●新たなアプローチとして、地域人材マッチング制度として取り組めるよう検討していく。
2. 新たな活動スタイルの構築と事業の自立に向けての支援	財政的支援 人的支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域づくり一括交付金の交付 ●市民協働事業提案制度の運用 ●コミュニティビジネスの促進に繋がる支援 	自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合: 46.2% 40.5%(70.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ●政策評価指標の目標値を達成していない。 ●引き続き、地道な支援をする必要がある。地域活動等が活発に行われていることを市民に知ってもらうために活動のPR方法を検討する必要がある。
3. 市民公益活動の環境整備	活動拠点の充実 中間支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●地域担当職員、地域づくりアドバイザーによる後方支援 ●市民活動センターや自治会館などの利便性の向上 		



基本施策	施策の方向性	取組項目	施策評価指標 H29(2017) R4(2022) ()内は目標値	総括
		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化 	地域分権制度適用地域の主要な団体数: 342 団体 376 団体(380 団体)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動促進の中心的役割を担う市民活動センターの取組みを充実させていく必要がある。
4. 活動内容やスタイルの見直しに向けた市民公益活動や参画と協働に対する意識啓発	多様な媒体による情報の発信 市民等の意識の向上 市職員の意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 「参画と協働」に関する HP の充実 ● 各地域のデータの提供 ● まちづくり出前講座の実施 ● 市民公益活動情報の一元的な発信 ● 講座やイベントを通じた市民等の意識の醸成とフォローアッププログラムの提供 ● 地域同士で情報を共有できる仕組みの構築 ● まちづくりラウンドテーブルの開催[再掲](3) ● 地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催 ● 職員の「参画と協働」に対する意識の向上 	住んでいる地域の必要な情報が入手できると感じる市民の割合: 56.6% 60.2%(69.0%) 必要な市の情報が入手できると感じる市民の割合: 58.5% 58.6%(65.0%) 自治会やコミュニティの活動に関する情報が入手できると感じる市民の割合: 54.5% 57.2%(71.0%) ボランティアやNPOの活動に関する情報が入手できると感じる市民の割合: 20.8% 20.3% (26.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が求めている情報を改めて把握し、情報をより入手しやすい方法を選択する必要がある。 ● 講座後に学んだ知識や技術を活動に活かすことができる仕組みを検討していく。 ● ICT を活用した取組みには、より使用しやすい環境を整えていく必要がある。



基本施策	施策の方向性	取組項目	施策評価指標 H29(2017) R4(2022) ()内は目標値	総括
		<ul style="list-style-type: none"> ● 参画と協働に関する情報の庁内での共有 ● 推進計画の進捗管理及び実行計画の策定 	仕事を進めるうえで、「参画と協働」を意識している職員の割合： 62.7% 61.7%(70.0%) 自治会などの地域活動に参加している職員の割合：42.2% 32.9%(60.0%) ボランティアやNPOなどの活動に参加している職員の割合： 14.9% 11.5%(30.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ● 役職が下位の職員ほど意識が低い傾向にある。若い職員ほど、自身の業務が参画と協働の取組みであると認識できていない可能性もある。研修等により職員の意識を高める方策を検討する必要がある。

第2期推進計画期間中、主に令和2(2020)年度、令和3(2021)年度を中心に新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触を制限されることとなった。市や地域団体、市民団体などの活動も休止や規模縮小を余儀なくされ、新たな取組みはもとより現状の活動を維持することも難しい状況であった。

一方で、デジタル化の進展により、オンラインによる会議や動画配信等の情報発信などが身近になるなど活動の方法にも大きな変化があった。



1 ひと・まちおこしセミナーの開催として

市民ファシリテーター養成講座(令和3(2021)年度)を開催

地域活動や市民活動の活性化を目的として、会議の進行役(ファシリテーター)のスキルを身につける養成講座を開催しました。基本講座受講後応用講座を実施し、その後、応用講座受講者が自主的なグループとして活動を開始しています。



当日の様子

2 次世代の担い手の発掘として

これまで、地域活動や市民活動に関わったことのない方にどのように関わってもらうのか、その方法や考え方をテーマに話し合い、トリアエズカワニシニデカケル(通称トリカワ)カード、待ッティングカードを発案

トリカワカードは、「やる気や興味・関心が薄い人」を対象に、楽しく、気軽に参画と協働のまちづくりを体験出来るカードゲームです。

待ッティングカードは、「やる気があり積極的だが、取り組めない人」を対象に、活動の一步を踏み出せない方の疑問や不安を払拭するため、団体の魅力などをイラストを交えて掲載する求人カードです。

令和4(2022)年度にはボランティア団体や地域福祉委員会で待ッティングカードづくり(ワークショップ)を行いました。



3 まちづくりラウンドテーブルを開催

世代間交流および新しいつながりのきっかけづくりとするため、テーマを決めず自由な雰囲気できれいに意見交換を行える座談会を開催しました。



第3章 現状について

1.人口推計

本市の人口は、令和4(2022)年に約15万2千人となっており、令和42(2060)年には約11万7千人になるものと推計されます。

65歳以上の老年人口の割合は令和37(2055)年まで上昇を続け、75歳以上人口がピークを迎えます。また、0歳から14歳の年少人口の割合は10%台で推移するものと思われます。

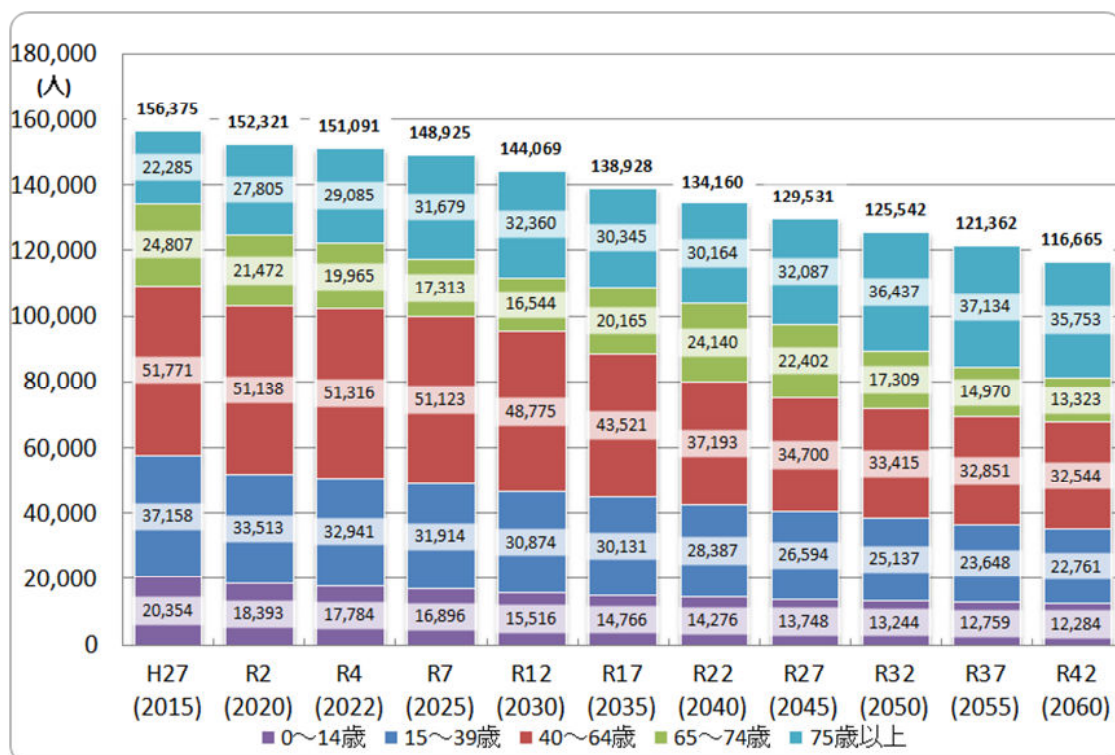


図1.川西市の将来人口推計



総世帯数は増加しているものの、人口が減少していることから、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、単身世帯の増加など世帯構造が変化してきています。

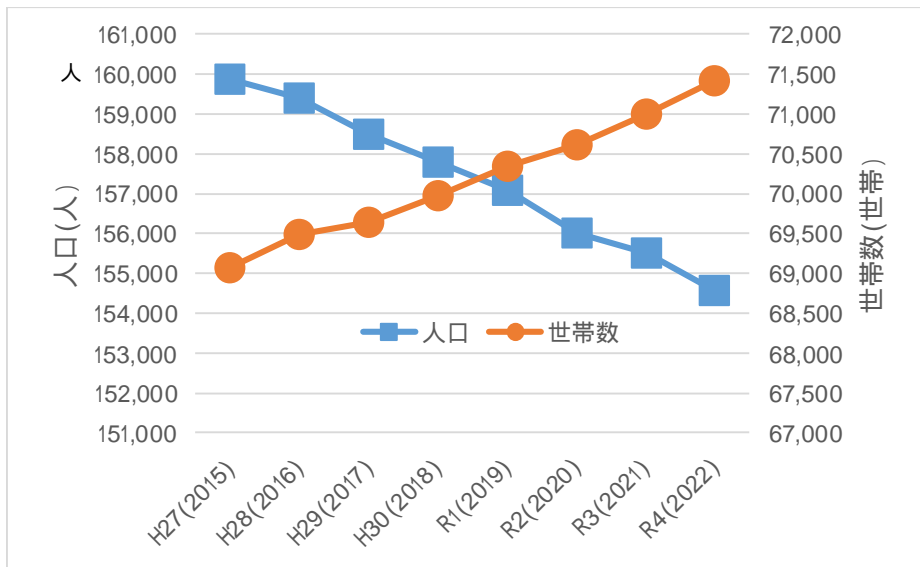


図2.川西市の人口・世帯数推計(住民基本台帳より)

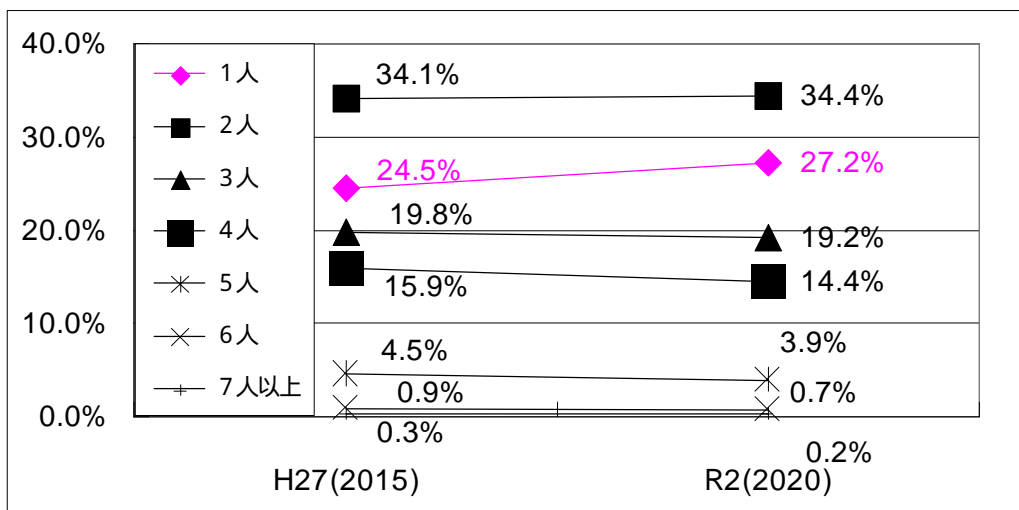


図3.川西市の世帯構成員数割合(令和2年度国勢調査より)



2. 自治会加入率

自治会では、自分たちが住む地域をよりよいものにしようと、地域での話し合いのほか見守りや、つながりづくり、環境、美化など身近な課題に自分たちで取り組んでいます。

自治会加入率は毎年度減少傾向にあります。これは加入率算定の分母となる市全体の世帯数は単独世帯の増などにより増加していますが、分子となる自治会加入世帯数は減少しており、ライフスタイルの多様化などによる新規加入の減少や加入による時間的、体力的な負担感などにより既加入者の退会増加が影響しているものと考えられます。

表1.川西市自治会加入世帯数・加入率（基準日:同年4月1日）

年度	加入世帯数	前年比	加入率(%)	前年比
H29(2017)	39,009	555	56.1%	1.2
H30(2018)	38,265	744	54.9%	1.2
R1(2019)	37,465	800	53.5%	1.4
R2(2020)	36,555	910	52.0%	1.6
R3(2021)	35,766	789	50.6%	1.3
R4(2022)	34,661	1,105	48.8%	1.8
R5(2023)	33,164	1,497	46.4%	2.4

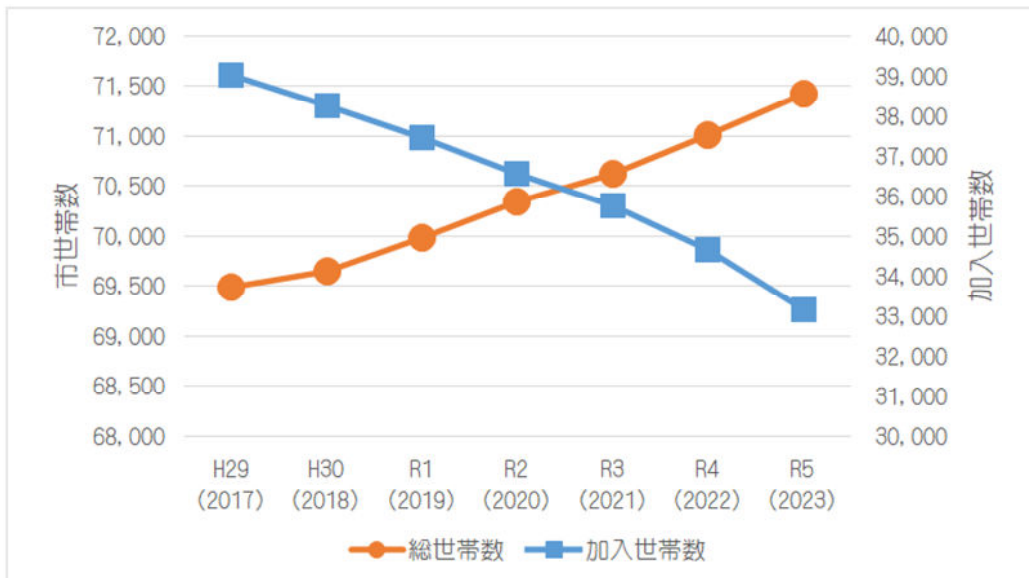


図4.市世帯数と自治会加入世帯数



3. 市民アンケート、団体アンケートより

(1) 市民アンケートより

調査期間 令和 4(2022)年 6 月 8 日～6 月 20 日
調査対象 無作為に抽出した 16 歳以上の市民 2,000 人
調査方法 郵送配布。回答は郵送またはオンライン。
有効回答率 41.4%(825/1,995 有効配布数)

調査結果は、川西市公式ホームページに掲載
(<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/1001488/1015328.html>)



地域について

地域のことに興味がある人の割合は、「非常に興味がある(12.8%)」「ある程度興味がある(63.9%)」と回答した人が合わせて 76.7%で、平成 29(2017)年 2 月に実施した前回の調査(76.1%)とほぼ変わりませんでした。

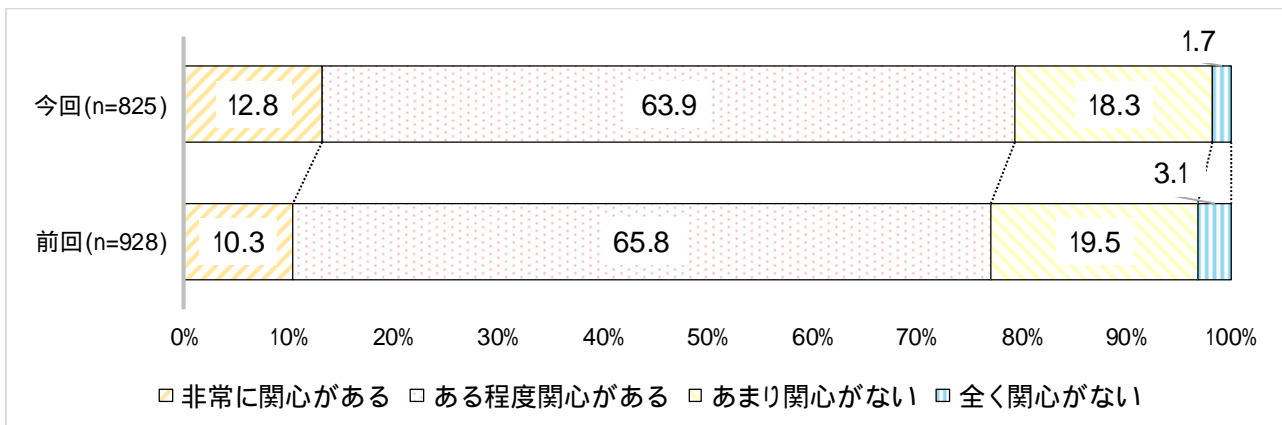


図5.地域のことに興味があるかの前回比較(全体)



地域への関心度は、子どもと同居する世代のうち、未就学児を持つ親世代が「非常に興味がある(18.2%)」「ある程度興味がある(68.2%)」と一番高い割合でした。

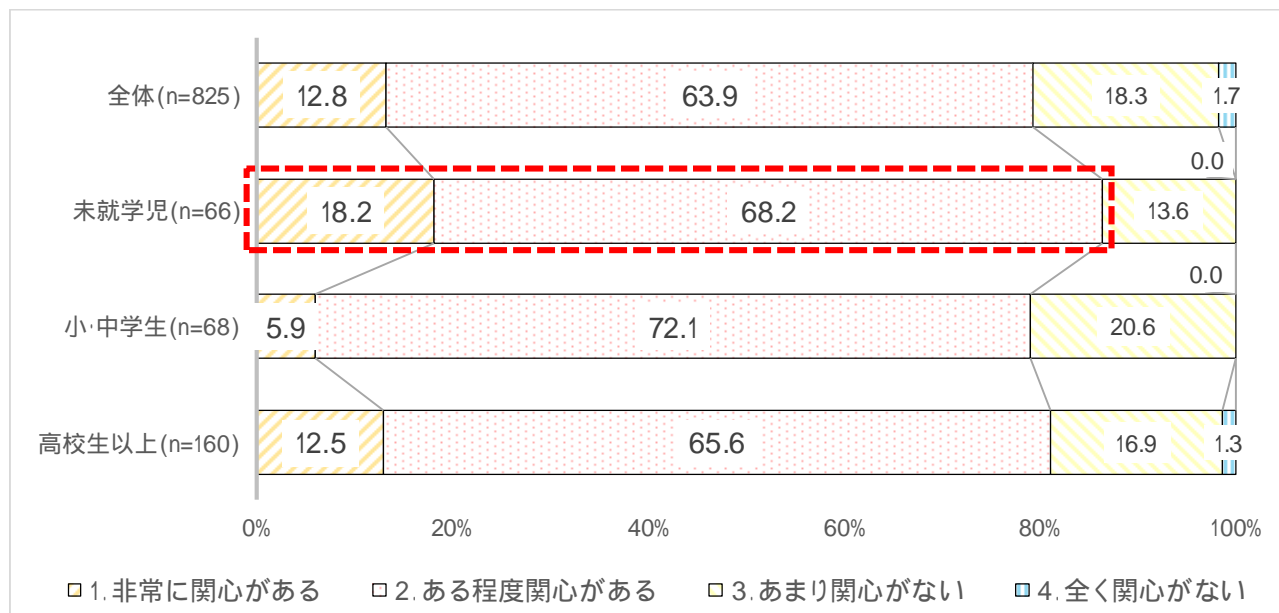


図6.地域のことに興味があるか(子どもと同居)

地域情報は半数以上の方が「自治会だよりやコミュニティだより」や「回覧板」といった紙媒体から入手しているという結果でした。

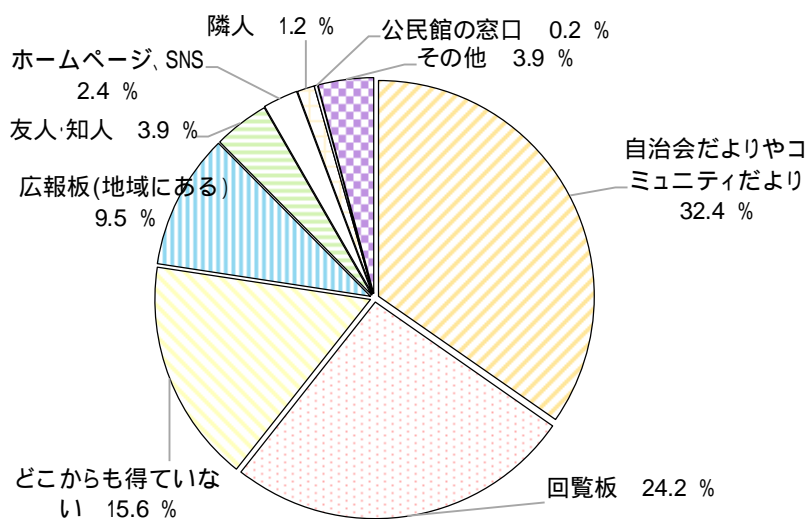
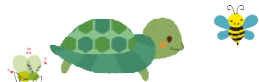


図7.地域情報の入手方法



地域活動への参加について

活動に参加しにくい理由に「時間がない」と回答された方は、共働き世帯の増や定年延長などにより、日中自宅にいないことや、地域活動への参加の優先度が低いということが考えられます。また、「どのような活動内容があるのか分からない」や「参加の仕方が分からない」といった意見も多く見られました。

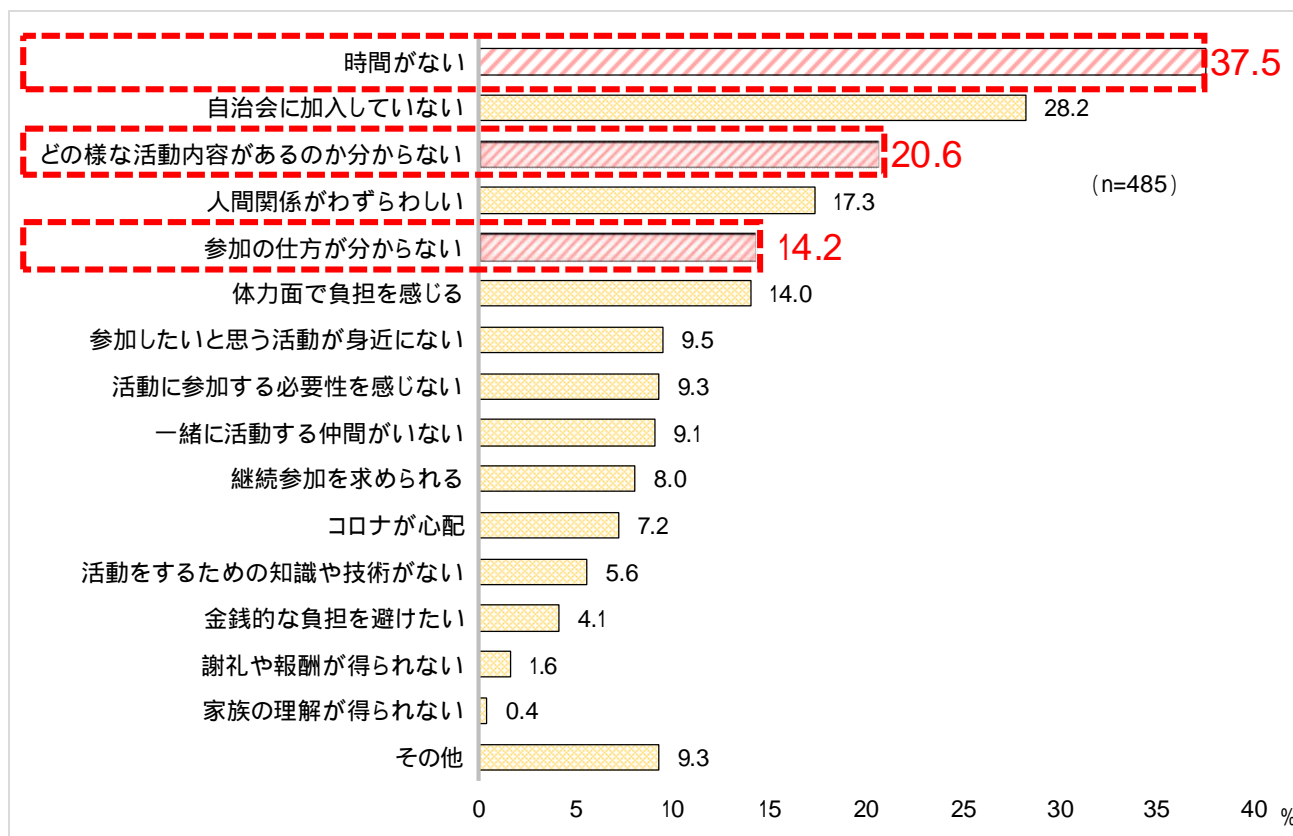


図8.地域活動に参加しにくい理由



地域活動への参加のきっかけは、「班長などの当番の順番がまわってきた(39.3%)」「近所の人や友人知人に誘われた(12.8%)」といった回答が上位となっています。

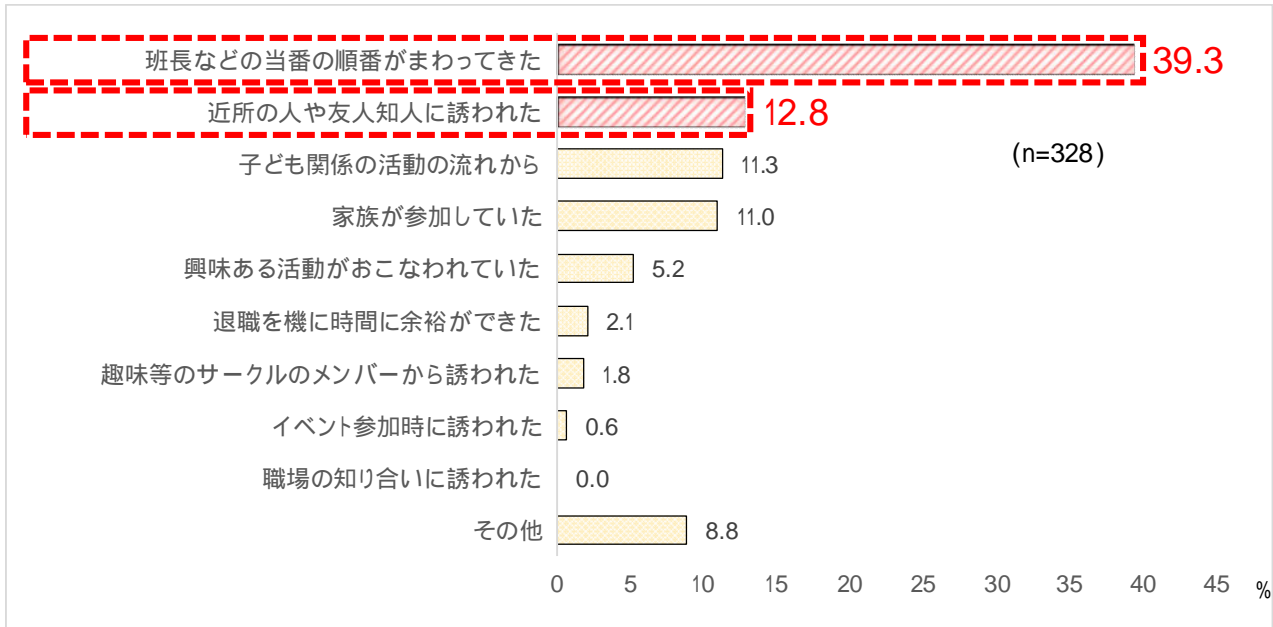


図9.地域活動へ参加のきっかけ

「特に参加していない(58.8%)」という回答は、半数近くありましたが、参加している地域活動では「クリーンアップなどの清掃活動(28.0%)」が一番多くありました。

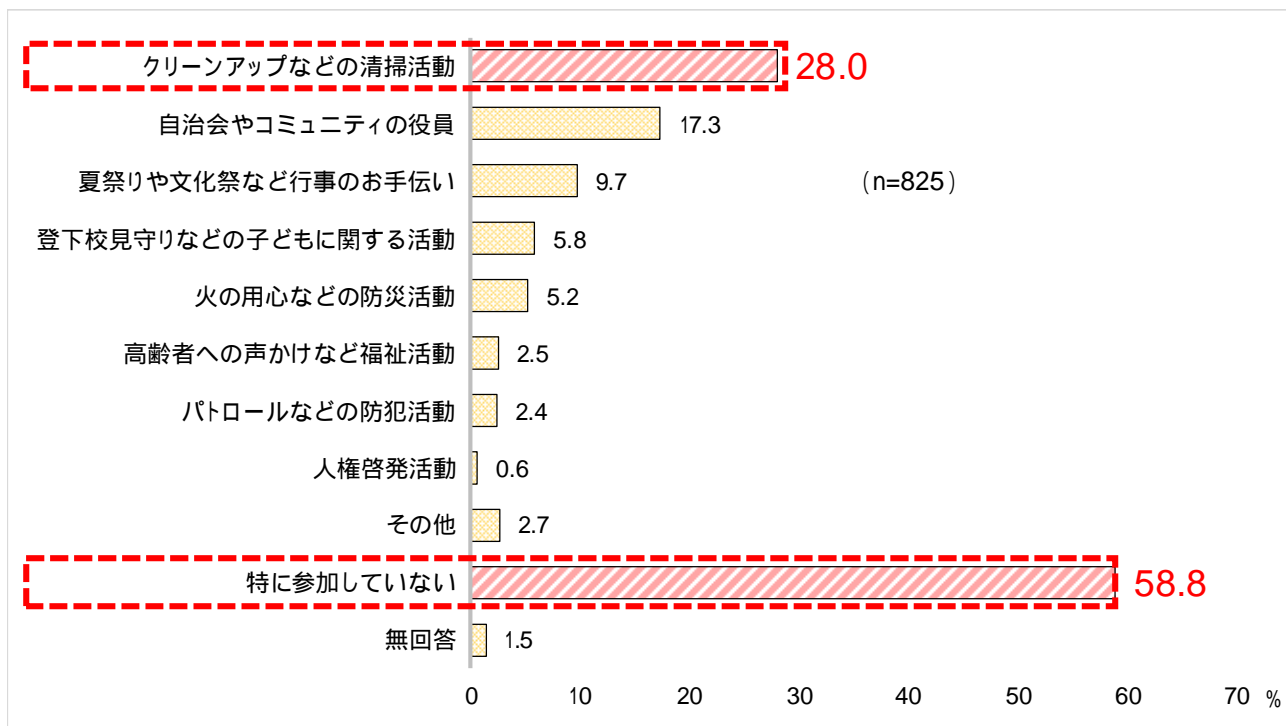


図10.参加してる地域活動



市の取組みについて

回答者の約半数が「市の参画と協働の取り組みを知らない(55.5%)」という結果でした。

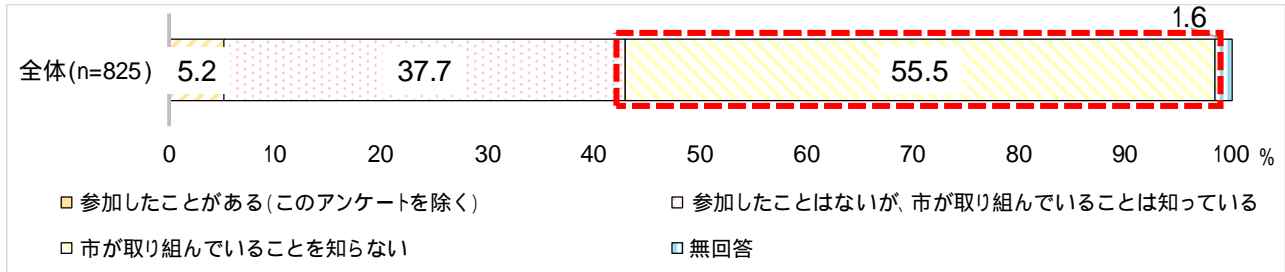


図11.市の取り組みについて知っていますか

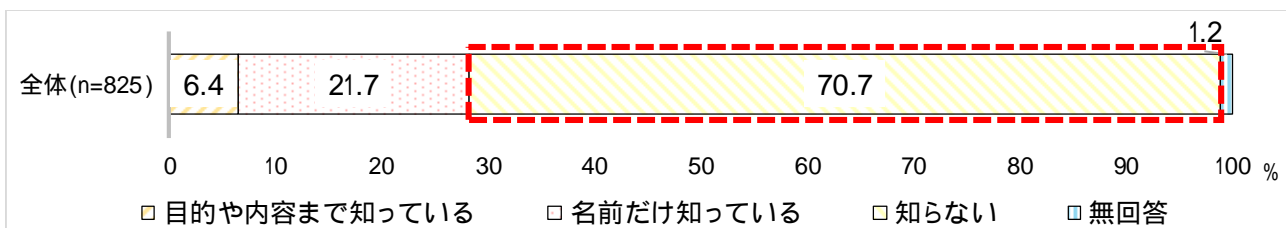


図12.「地域づくり一括交付金」を交付していることを知っていますか

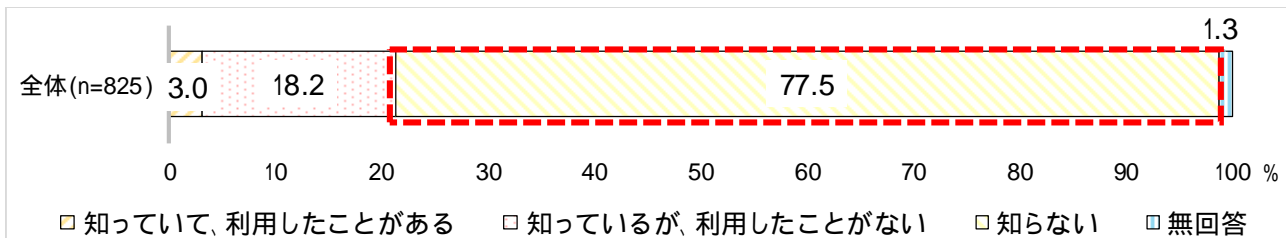


図13.「市民活動センター」を知っていますか

現状

- 回答者の多くが、地域に関心を持っている。未就学児を持つ親世代の地域への関心度は高い
- 地域情報は、半数以上の人々が「自治会だよりやコミュニティだより」「回覧板」といった紙媒体からの入手している
- 地域活動や市民活動に参加しにくい理由に、活動の内容や参加の仕方が分からない人も多い
- 地域活動への参加のきっかけは、「当番の順番がまわってきた」「近所の人や友人知人に誘われた」が多い
- 参加している地域活動は、「クリーンアップなどの清掃活動」が多い
- 回答者の約半数以上が市の「参画と協働」の取り組みを知らない



川西市市民活動センター(パレットかわにし内)

(住所:川西市小花1丁目8-1 TEL:072-759-1826)

川西市市民活動センターは社会貢献を目指す市民活動を支援するための公共施設です。

センターでは、啓発のための講座の実施、交流の場の開催、情報の提供や相談などを行っています。その他にもグループの活動促進のための会議、交流の場、資料作りやPRなどにご利用いただけます。

[ホームページ]



(2) 市民団体アンケートより

調査期間 令和 4(2022)年8月4日～8月16日

調査対象 市内の NPO 法人及び市民公益活動団体

調査方法 郵送配布。回答は郵送またはオンライン。

有効回答率 NPO 法人:47.2%(17/36)

市民公益活動団体:48.6%(71/146)

調査結果は、川西市公式ホームページに掲載

(<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/1001488/1015328.html>)



活動を行う中で困っていることや課題について

課題と考えていることについて、NPO 法人では、「人材が足りない(58.8%)」「活動資金が足りない(47.1%)」が多く、市民公益活動団体では、「構成員が高齢化している(74.6%)」「人材が足りない(46.5%)」という回答が多く見られました。

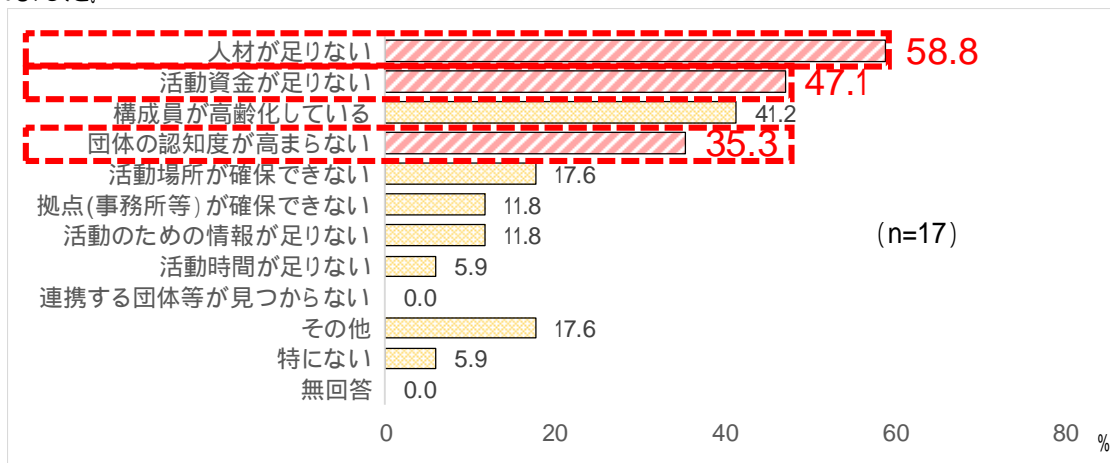


図14.活動を行う中で困っていることや課題と考えていること(NPO)

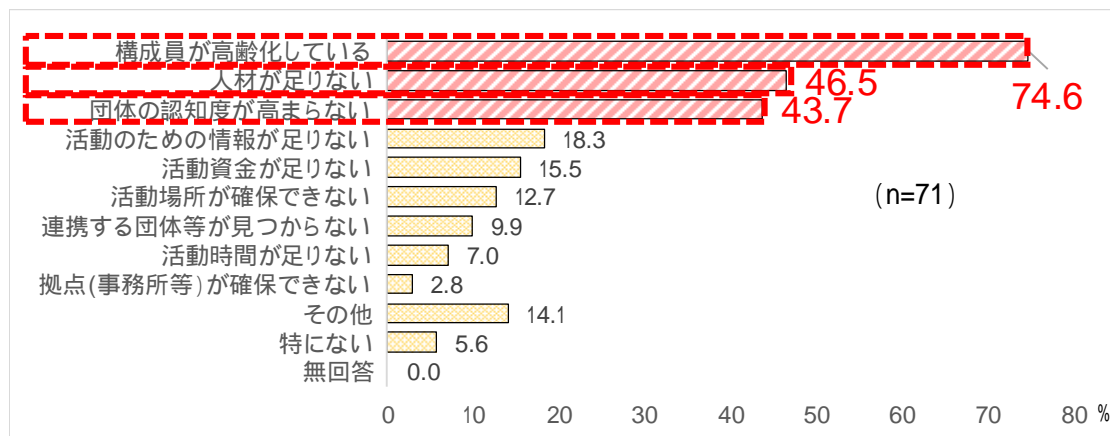


図15.活動を行う中で困っていることや課題と考えていること(市民公益活動団体)



地域や他の活動団体と一緒に活動や交流することについて

NPO 法人、市民公益活動団体共に 6 割近くが地域や他の活動団体と交流していきたいと回答しています。

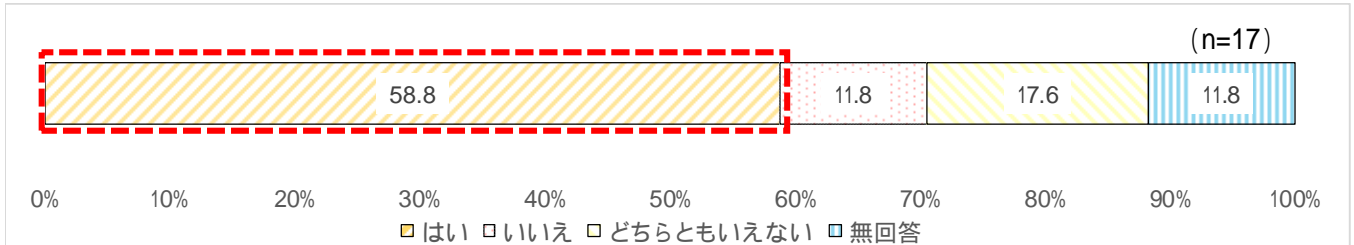


図16.今後、地域や他の活動団体と一緒に活動や交流していきたいか(NPO)

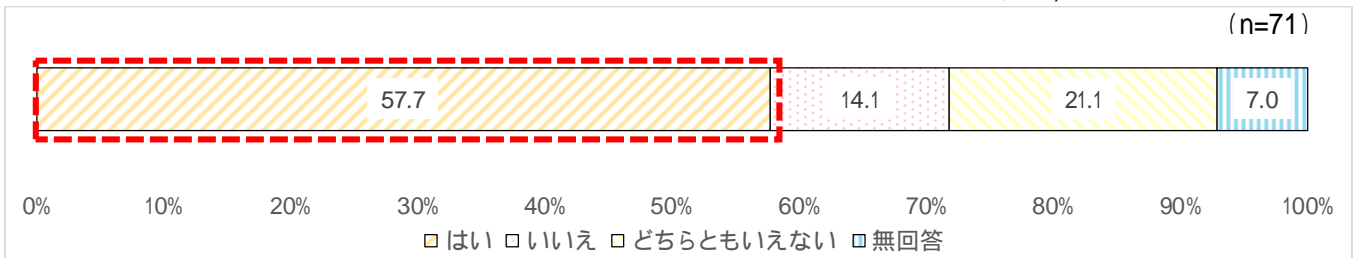


図17.今後、地域や他の活動団体と一緒に活動や交流していきたいか(市民公益活動団体)

市と協働について

NPO 法人では 7 割、市民公益活動団体では 6 割弱の団体が市と協働を行っていききたいと回答しています。

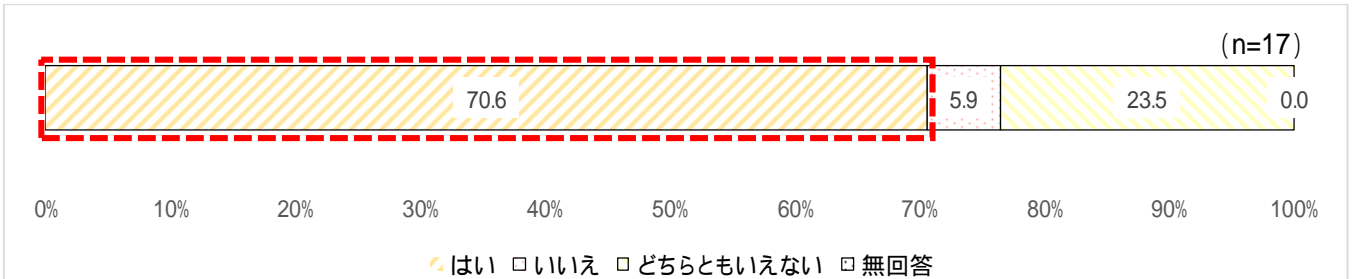


図 18.今後、市と協働を行っていききたいか(NPO)

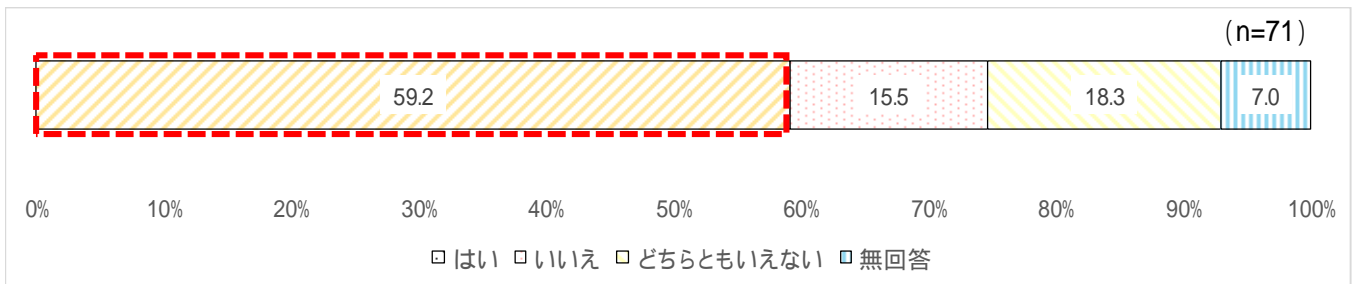


図 19.今後、市と協働を行っていききたいか(市民公益活動団体)



現状

- 活動団体は、人材や資金の確保のほか認知度を高めたいと考えている
- 市民公益活動団体では、構成員が高齢化していると多くが回答している
- 他の活動団体との交流意欲は高く、つながりが広がる、地域貢献ができるといった意見がある
- 市と協働の取組みを行って行きたい団体は多く、新しい気づきの発見、団体の認知につながるといった意見がある



4. 事業者ヒアリングより

期間 令和 4(2022)年 12 月～令和 5(2023)年 1 月

対象 6 団体(企業3、社会福祉法人1、商店会1、商業会1)

方法 市内南部・中部・北部において日頃から地域と関わりのある事業者に出向いて、ヒアリングを行った

地域との関わり方について

- コミュニティ協議会主催の行事への協力
- コミュニティ協議会の運営委員会等へ出席し情報を共有している
- 商店会主催によるコンサートを開催
- 地域の子どもたちの絵を各店舗に提示し、来店した子どもたちにお菓子をプレゼントしている
- お出かけ支援(高齢者の買い物支援)を実施

地域との関わり方の考え方などについて

- 地域貢献させてもらいたい、役に立ちたい
- 子どもたちを地域でみていきたい
- 日ごろからのお付き合いを引き継ぐ、地域あつての店舗である
- つながり、おたがいさま(コンサート開催時に他の地域から応援をもらっている、他の地域で困っていたら手伝いに行く)
- コミュニティとは一緒に動いているイメージ。以前よりそんな流れが出来ており、意識せず事前とやっている。これからも変わらずやっていく
- 地域との関わりのない事業者について
- 気兼ねなく、定期的に気軽に声をかけたらいいのではないか
- SNSで情報を共有しているため、工夫してグループに入ってもらっている

現状

- 地域行事への協力や会合へ参加を情報共有している
- 地域で事業者主催による様々なイベントを開催している
- 地域を支えたいといった思いがある



5. コミュニティ懇話会より

懇話会期間 令和 4(2022)年8月

懇話会対象 市内 14 コミュニティ

総合計画や参画と協働のまちづくり推進計画の策定に向けて懇話会を開催した。

主な意見は以下の点があげられます

現状

- 役員の高齢化など担い手がいない
- 予算の配分を変更することが、難しい
- 他の地域の取組みなどを共有したい
- 地域で実施したアンケートなどで要望が多かった事業に取り組んだが、参加者や利用者が少ないなど実情の把握が難しい
- 地域と行政と協力しながらやっていきたい



第4章 第3期推進計画の目標について

1. 第6次川西市総合計画

【基本構想(めざす都市像)】

心地よさ 息づくまち 川西 ~ジブンイロ叶う未来へ~

【私たちが大切にしたい思い(4つの基本姿勢)】

① まず、「子どもの幸せ」から始めます。

子どもたちの笑顔は、世代を超えたにぎわいや活力を地域にもたらします。笑顔あふれる子どもの成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられるまちをめざします。

② 人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。

誰もが、地域の一員として誰かを支えたり、フォローできる役割を少しずつ持っています。各々のペースでまちに関わりながらお互いを尊重し、多様な個性を認め合えるまちをめざします。

③ 未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくります。

私たちは、このまちを未来の子どもたちにしっかりと引き継ぐ責任があります。そのために、人口減少社会や自然災害等を見据え、既存のまちの在り方を柔軟に見直し、持続可能なまちをめざします。

④ 日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。

一人ひとりに安らげる居場所や充実した時間があることで、このまちで過ごす時間がかけがえのない思い出になっていきます。「やってみたい」ことを自らチャレンジでき、それを応援しあえるあたたかいまちをめざします。



自治を育てる。川西市が「ジブンゴト」になる

市民一人ひとりが市や地域のことを「ジブンゴト」としてとらえ、主権者として政策過程に参加することや、まちづくりのプレーヤーとして参画することが大切です。

様々な市民の関わりによって、川西の「心地よさ」が磨かれ、結果として「川西に住んでみたい」「川西に住み続けたい」という思いへつながります。そのため、市は、市民などのプレーヤーが参加しやすい環境を整えていく必要があります。

2. 推進計画のめざす姿

私たちは、自分たちがまちづくりの主体であるという意識を持つことが必要です。市や地域の取組みに参加するには、様々なハードルがあるかもしれませんが、自分のやりたいことや出来ることを少しずつでもできる仕組みがあれば、気軽に参加できるかもしれません。

「みんな、気がついたらまちづくりに参加している」そんな姿をめざしていきたいと思います。

みんな、気がついたらまちづくりに参加している

みんな

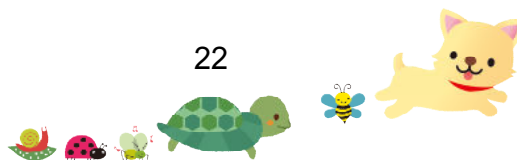
老若男女をとわず誰もが対象。
一人でも多くの人に参加する状態をめざす。
みんながみんなのために参加する状態をめざす。

気がついたら

まず、参画や協働の敷居を低くする。
団体に入っている、いなくても個人や家族や好きなもの同士でも、多様な形態で地域のまちづくりに参加すれば良い状態をめざす。
さらに、「参画や協働の活動」と思っていなかったどんな簡単なことや些細なことでも、自分のためやお金のためだけでなく、人のためやまちのためになることなら「それも参画」「これも協働」になるという状態をめざす。

参加している

一緒にまちづくり活動を行い、仲間が増える状態をめざす。
それぞれの活動が自立し、お互いにつながり合って相乗効果を発揮する状態をめざす。



第5章 推進計画の考え方について

1. 基本的な考え方

「自分たちの住んでいるまちをより良くしていくために、少しでも身近に感じ、一人ひとりが自分ごととしてとらえ、何かひとつ小さなことでも、気軽に自分ができることをやってみる。そのためのきっかけや取組みが重要です」

第3期推進計画では「様々な主体の力が発揮できる仕組みを増やす」ことを基本的な考え方として取組みを進めます。

2. それぞれの役割や責務

川西市参画と協働のまちづくり推進条例第4条から第7条でそれぞれの役割や責務を規定しています。

市民の役割 …… 自らがまちづくりの主体であることを認識し、自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

市民公益活動団体の役割 …… 自らのもつ知識及び専門性を生かし、参画と協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

事業者の役割 …… 参画と協働のまちづくりへの理解を深め、自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

市の責務 …… 市民等と連携し、参画と協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

自分ごとにするって？



活動に参加して動くことで、初めて自分ごとになるんじゃないかな。知ることや興味を持つことでももちろん自分ごとになることがあるよね。そのためにも参加するきっかけがたくさんあった方がいいよね。



子どもが小さい頃、近所の人たちが見守り活動をしてくれていたことがあってね。本当にありがたかったんだ。少し自分の時間を見つけて、地域の子どもたちを見守っていきたいと思っているんだよ。



自分でもやってみるってすてきだね。自分の住んでいるまちのことを考えるって大事だね。



第6章 推進方策について

1. めざす姿を実現するために

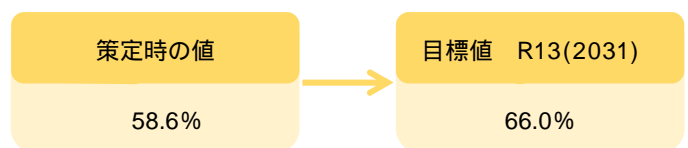
知る

市の取組みを知る。地域のことを知る。自分の身近でまちづくりに関わっている人を知る。お互いの思いや情報を知り、共有していく。

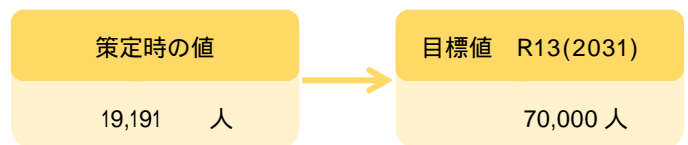
< 指標 >

1. 「必要な市の情報が入手できる」と感じている市民の割合

(市民実感調査)

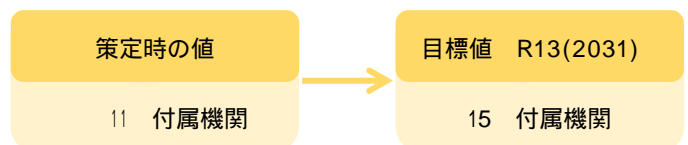


2. 市の公式 SNS 登録者数



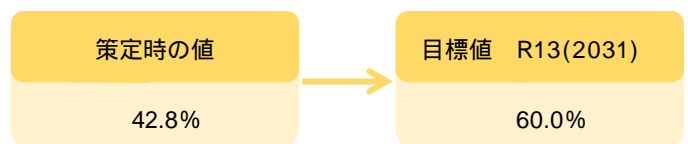
3. 公募委員がいる市の付属機関数

(参画と協働の取り組み状況)



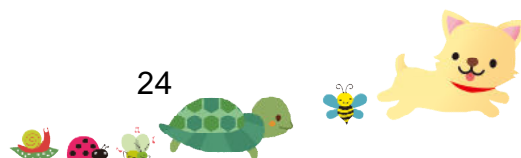
4. 市が参画の取組み(パブリックコメントなど)⁽¹⁾を行っていることを知っている市民の割合

(市民実感調査)



(1) 「参画」とは、市の施策等の立案・実施・評価の過程に主体的に関わって意見や提言を行うこと。

パブリックコメントとは市の施策策定にあたり、市がその施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民が意見を提出する機会を設け、提出されたい意見に対する市の考え及び結果を公表する手続きをいいます。



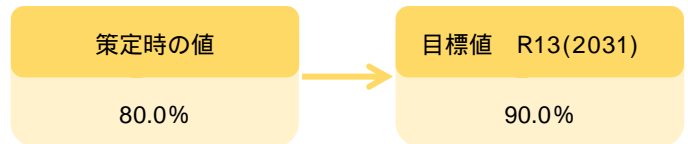
興味を持つ

市民公益活動について、認識を深めるための機会を確保し、意識改革を図っていく。専門的な知識を持つ人たちや他の地域・分野の人たちと交流・連携することにより、効果的に地域の課題を解決することが期待できる。

< 指標 >

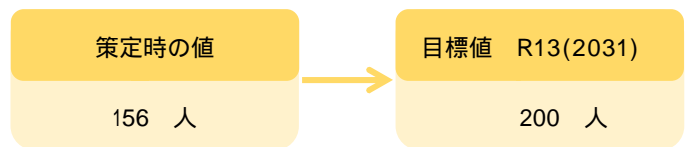
1. 仕事を進めるうえで、「参画と協働」の取組みを行ったことがある職員の割合

(参画と協働のまちづくりに関する職員アンケート調査)



2. 講座(地域活動や市民活動に関する)の年間受講者数

(市民活動センター事業・参画協働課実施及び案内分)



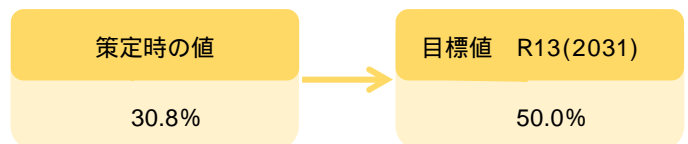
参加する

一人ひとりが持っている知識・経験・個性を活かし、誰もが自分にできることで地域に関わっている。それは、地域活動や市民活動が行う行事等へ行くことも参加。少しずつでもいいので、より多くの人に参加し、仲間を増やす。

< 指標 >

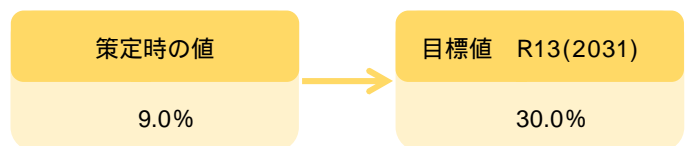
1. 自治会やコミュニティ、地域でのボランティアの活動に参加している市民の割合

(市民実感調査)



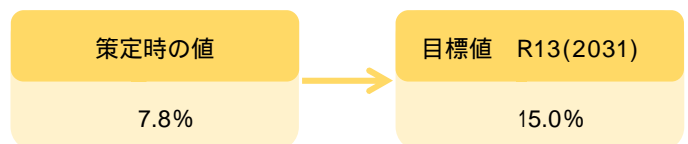
2. NPO などの非営利活動やボランティアグループでの活動に参加している市民の割合

(市民実感調査)



3. 参画の取組み(1)を行ったことがある市民の割合

(市民実感調査)



策定時の値については、R5.10 市民実感調査実施に伴い変更予定



2. 必要な取組み

市民や地域団体、市など様々な主体が取り組んでいくことで参画と協働のまちづくりを実現していきます。

項目	地域で気軽に意見交換を行える場づくり	めざす姿	多様な主体が交流し、参加者が自発的に連携・協力体制を築いている
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において、誰でも参加できる自由な雰囲気で見意見交換が行える場づくりをする ・より多くの人に知ってもらえるよう、チラシやポスターづくりを行う
項目	つながりづくり	めざす姿	様々な立場の人たちが交流やつながりを持つことができている
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で出会った人にあいさつをする ・地域のイベントに出かけて参加する ・参加している人から、親しい人に声をかけ、誘い合う
項目	情報発信	めざす姿	多様なツールを活用し、参画の機会が充実している
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を使用して情報を得たり、共有する ・ホームページや QR コードの設置などスマートフォンを活用した方法で情報を提供する取組みを進める ・チラシやポスターを作り、掲示したり、ホームページ等で紹介する ・地域の身近な情報を紹介する市民を募集する
項目	対話と交流の場づくり	めざす姿	意見を出し合い、相互理解を深め、まちの将来像や方向性を共有している
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市と市民が対話するミーティング、参加者同士が意見交換できるワークショップを行う ・ミーティングやワークショップなどに参加する

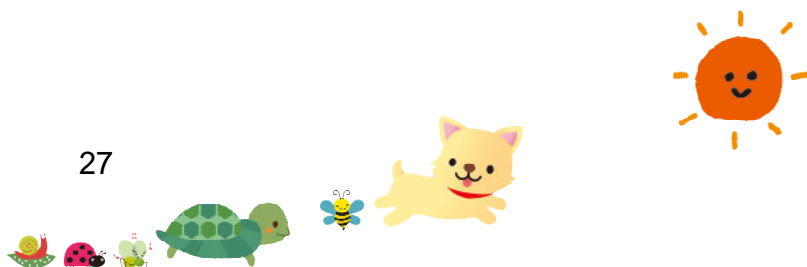


項目	職員の意識啓発	めざす姿	職員の「参画と協働」に対する意識が高まっている
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の参画と協働に関する知識や関心を高める研修を行う ・地域活動や協働の事例を共有する

項目	きっかけづくり	めざす姿	参加しやすい環境づくりができています
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を知るきっかけづくりや話し合いのツールを研究し、活用する ・無作為に選んだ市民にイベント等への参加を依頼する ・地域団体や市民団体と力を活かしたい市民を結びつける仕組みを運用する ・知り合いをイベントなどに誘う

項目	目を向ける	めざす姿	市の取組みが話題にあがっている
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会や審議会を傍聴し、身近な暮らしを考える ・広報誌や回覧板を見て市や団体の取組みやイベント等の情報を受けとる ・知り合いと広報誌などで知ったことについて話をする

項目	地域活動への協力	めざす姿	地域に関心を持ち、愛着をもって暮らしている
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の会合へ参加し、情報を共有する ・参加しやすいイベントの企画や出店の調整、協賛をする ・チラシ・ポスターを店舗の前に掲示する

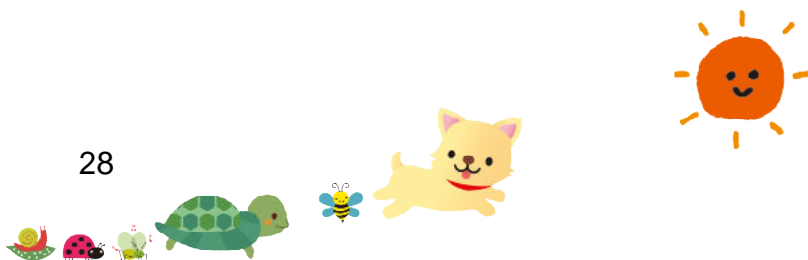


項目	市民活動センターの充実	めざす姿	市民活動促進の中心的役割を担う施設として 様々な主体が集まり、つながる場となっている
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や市民活動を活発にする講座等を開催する ・交流会など仲間づくりの場を設定する ・市民活動に関する情報を積極的に発信する ・市民活動や地域活動の場を提供する ・センターのイベントなどに参加する

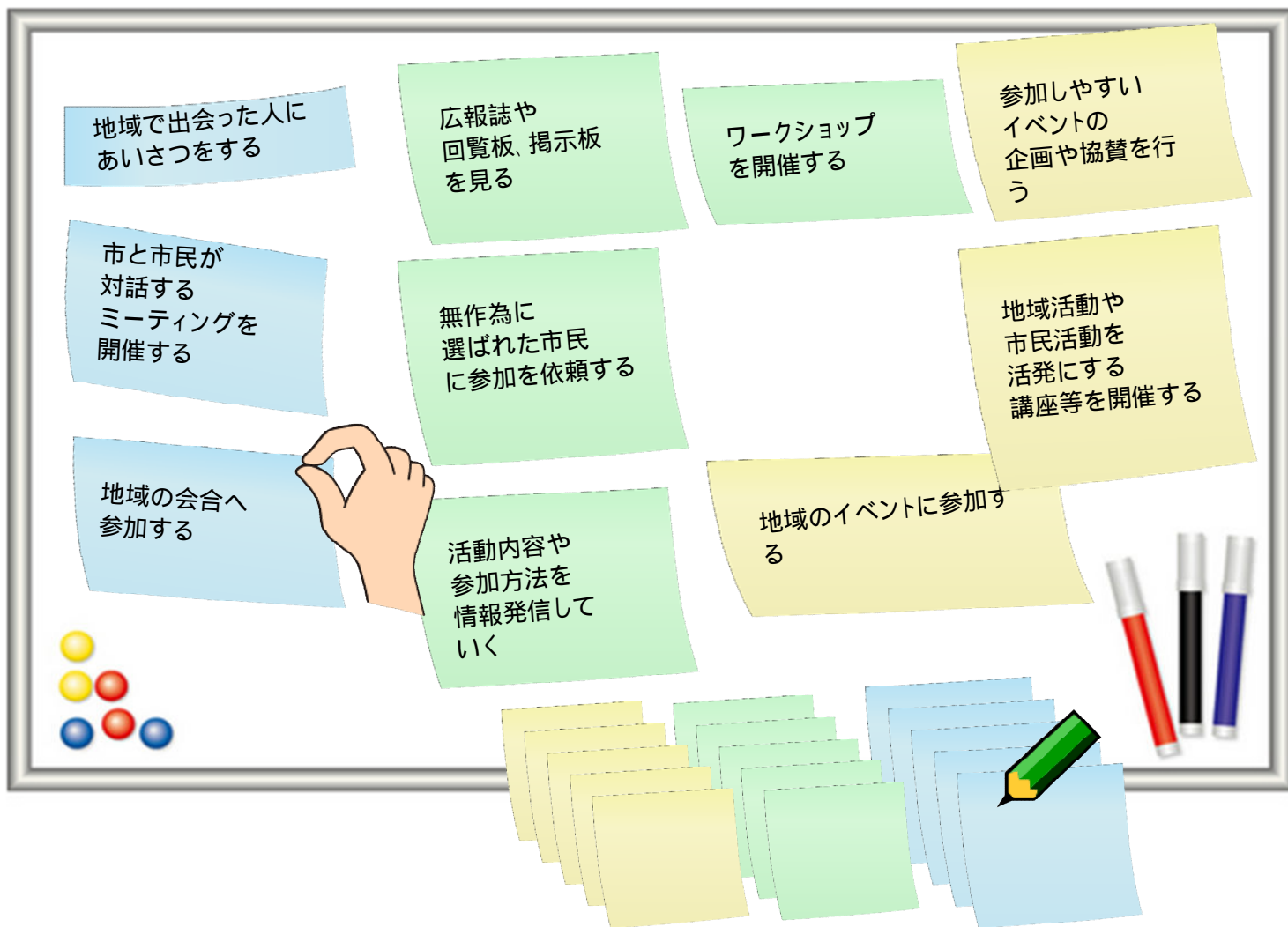
項目	自治会活動への支援	めざす姿	多くの住民が協力し合い、よりよい地域づくりに取り組んでいる
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への相談対応や情報提供、財政支援などを行う ・自治会の活動内容や参加方法など情報発信を支援していく

項目	意見を届ける	めざす姿	市民が市の取組みに関心を持ち、意見を伝えている
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行うアンケートへの回答や、意見交換や情報交換する場へ参加する ・パブリックコメントを提出する ・審議会等の公募委員に応募する ・市民が参加しやすいよう質問方法や開催場所、時間などを工夫する

項目	市民公益活動団体等との協働	めざす姿	市と地域団体や市民活動団体が互いに補完し合い、 市の課題解決に取り組んでいる
		取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市の課題に対して公募による市民公益活動団体と協働で解決に取り組む ・一括交付金の運用について見直しを検討する ・コミュニティ組織と協働での取組みを検討する ・公民館等で地域活動の場づくりを支援する



あなたはどんなことでまちを良くしていきたいですか？
ここにあなたができる、取り組んでいる、取り組んでみたい…
あなたらしい取組みを自由に記入してみてください。
一緒に参画と協働の歩みを進めていきましょう。



1. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例

川西市参画と協働のまちづくり推進条例

平成 22 年 6 月 28 日

条例第 16 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)

第 2 章 行政活動への参画(第 8 条 第 11 条)

第 3 章 市民公益活動への支援及び市民等との協働(第 12 条 第 14 条)

第 4 章 推進方策(第 15 条・第 16 条)

第 5 章 雑則(第 17 条)

付則

私たちのまち川西は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、「利便性」と「豊かな自然」を兼ね備えた、人々が暮らしやすい成熟した都市へと発展してきました。

また、全国的に都市化が進み、近隣社会の連帯感や郷土意識の希薄化が懸念される中で、本市では昭和 50 年代から小学校区を基本的なエリアとするコミュニティづくりが始まるなど、市民による多様な地域活動も長年にわたり培われてきました。

一方、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 10 年の特定非営利活動促進法制定をきっかけに、ボランティアや NPO(民間非営利組織)による市民活動も活発になりました。

こうした中、地方分権の進展、人口の減少、少子・高齢化社会の到来、人々の価値観の多様化など、時代が大きく変化しており、市民等の行政活動への参画や自主的なまちづくり活動がこれまで以上に求められています。

市の政策は、議会と市長がそれぞれの役割と責任に基づいて決定し、推進するものですが、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者や市など様々なまちづくりの主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、さらに個性的で魅力あふれるまちづくりが実現できるものです。

このような認識のもと、かけがえのない“ふるさと川西”をさらに住みよいまちにしていけるため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における参画と協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的事項を定めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれの適切な役割分担の下に、特性や強みを生かしながら、参画と協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参画 市民、市民公益活動団体及び事業者が市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的にかかわって意見や提言を行うことをいう。
- (2) 協働 地域の課題解決に向けて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うことをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。
- (5) 行政活動 総合計画の実現において、市が実施する各種の活動をいう。
- (6) 市民公益活動 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 市民公益活動団体 自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO など、前号に掲げる活動を行う団体をいう。
- (8) 事業者 市内で事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民公益活動団体及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市は、次に掲げる基本理念にのっとり、参画と協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- (2) 自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- (3) 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会における生活及び多様な社会経験を生かし、自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり、自らの持つ知識及び専門性を生かし、様々なまちづくりの主体と交流し、又は連携しながら参画と協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、参画と協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会を構成する一員として自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念にのっとり、市民等と連携し、参画と協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明する責務を有する。

3 市は、市民等からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切かつ誠実にこたえる責務を有する。

第2章 行政活動への参画

(参画機会の確保)

第8条 市は、行政活動における市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

(意見提出手続)

第9条 市は、次に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く市民等(当該案件に係る利害関係人を含む。)に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は改廃
- (2) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民等に適用され、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例の制定又は改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しない。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するもの
- (4) 市の内部の事務処理等に関するもの
- (5) 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの

3 市は、第1項の規定により提出された意見に対する市の検討結果を公表しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、意見提出手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(付属機関等)

第10条 市は、付属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。)の委員を選任するときは、付属機関等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、委員の公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

2 市は、付属機関等を設置したときは、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。

3 市は、付属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開しないことと定められている場合その他市が別に定めるものについては、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

4 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

5 市は、会議の終了後、速やかに会議録を調整し、公表するものとする。ただし、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報については、公表しない。

(その他の措置)

第11条 市は、前2条に定めるもののほか、政策等の立案、実施及び評価の過程において、広く市民等の意見及び提案を得るため、適切かつ効率的な措置を講ずるものとする。

第3章 市民公益活動への支援及び市民等との協働

(市民公益活動への支援及び市民等との協働)

第12条 市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする。

(基本計画の策定)

第13条 市長は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

(基本施策)

第14条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 参画と協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関する事。
- (2) 参画と協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び参画と協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関する事。
- (3) 市民公益活動及び協働の重要性についての認識を深めるための機会を確保すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項

第4章 推進方策

(推進会議の設置)

第15条 市長は、参画と協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、川西市参画と協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱等を行うものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公益活動団体の代表
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(年次報告)

第 16 条 市長は、毎年度、参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況について、公表するものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 12 月 22 日条例第 25 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 12 月 26 日条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により管理者に対して行われた請求その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成 31 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行規則

川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行規則

平成 22 年 9 月 14 日

規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成 22 年川西市条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(意見提出手続)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する意見の提出期間は、同項に規定する素案の公表の日から起算して 30 日以上とする。ただし、市長は、緊急の場合その他やむを得ないと認められる場合は、その理由を明らかにした上で、この期間を短縮することができる。

2 意見提出手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 市長が公表した案の名称
- (2) 市長が公表した案に対する意見
- (3) 住所、氏名その他市長が必要と認める事項

3 前項に規定する書面の提出方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への持参又は送付
- (2) 市長が指定する送信先への電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(会議公開)

第 4 条 条例第 10 条第 3 項ただし書の規定により附属機関等の会議の全部又は一部を公開しないことができるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 会議の内容が個人情報を取り扱うものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

(推進会議)

第 5 条 川西市参画と協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 13 条に規定する基本計画策定に関する重要事項の調査審議に関すること。
- (2) 参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況についての検証に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、参画と協働のまちづくりの推進に関すること。

(会長及び副会長)

第 6 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 部会に関する事項については、第6条第3項及び前条の規定を準用する。この場合において、「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、市長公室参画協働課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる推進会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成23年3月25日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年8月10日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月31日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 21 号)

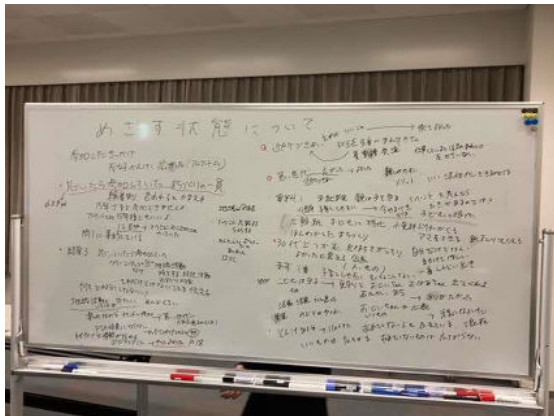
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

3. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議委員名簿

役職	氏名	所属・職	区分
会長	岩崎 恭典	四日市大学 学長	学識経験者
副会長	田中 晃代	近畿大学 総合社会学部総合社会学部 教授	学識経験者
副会長	藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	学識経験者
委員	西原 千佳子	多田地区福祉委員会 副委員長	市民公益活動団体
委員	横谷 弘務	明峰コミュニティ協議会 前会長	市民公益活動団体
委員	松原 利明	明峰コミュニティ協議会 会長	市民公益活動団体
委員	久保田 啓子	NPO法人 ウェルビーイング・アミーゴ	市民公益活動団体
委員	細見 美咲	NPO法人 育ちあいサポートブーケ	市民公益活動団体
委員	柏村 千尋	NPO法人 育ちあいサポートブーケ	市民公益活動団体
委員	石伏 淳子	市民公募委員	公募市民
委員	大西 僚	市民公募委員	公募市民
委員	京極 光泰	市民公募委員	公募市民
委員	名畑 龍史	市民公募委員	公募市民
委員	丸谷 満	市民公募委員	公募市民
委員	山中 彩永	市民公募委員	公募市民

4. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議の経過と内容

日時	会議名	内容
令和3(2021)年 8月6日	令和3(2021)年度 第1回	委嘱、第3期川西市参画と協働のまちづくり推進計画の諮問
11月29日	第2回	第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画の検証について
令和4(2022)年 2月18日	第3回	第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画の検証について
3月24日	第4回	第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画の検証について
5月27日	令和4(2022)年度 第1回	市民アンケート調査について
令和5(2023)年 1月20日	第2回	アンケート調査結果について 計画全体像、めざす状態について
2月15日	第3回	めざす状態、必要な取り組み、それぞれの役割について
3月15日	第4回	必要な取り組みについて
6月27日	令和5(2023)年度 第1回	必要な取り組みについて
7月27日	第2回	推進計画素案(計画全体像)について
9月22日	第3回	推進計画(答申案)について
10月20日	第4回	推進計画(答申案)について
11月 日	第5回	



令和4(2022)年度第2～4回の推進会議では、2つのグループに分かれて、推進計画における「めざす状態」「取り組み内容」をテーマに話し合いました。



第3期川西市参画と協働のまちづくり推進計画

編集・発行 川西市 市長公室 参画協働課

〒666-8501 川西市中央町12番1号

電話 072-740-1111(代表)

印刷 庁内印刷

かわにし新時代へ